

平成27年9月30日判決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、日本年金機構が、平成〇年〇月〇日付で請求人に対してした、請求人の平成〇年〇月〇日付の離婚等をした場合の標準報酬の改定請求を却下する旨の処分を取消しを求めるとある。

第2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人とA(以下「利害関係人」という。)は、平成〇年〇月〇日に婚姻した。
- 2 平成〇年〇月〇日(受付)に、利害関係人と請求人作成名義の離婚届が〇〇市長により受理され、請求人と利害関係人は同日、両名の長男B及び二男Cの親権者をいずれも父である利害関係人と定めて離婚したものとされた。
- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所に対し、相手方を利害関係人として、離婚無効の調停を申し立てたが、不調に終わったため、同年〇月〇日、同家庭裁判所に対し、利害関係人及び上記離婚後に利害関係人と婚姻の届出をしたD(以下「被告D」という。)を被告として、①平成〇年〇月〇日付〇〇市長に対する届出によってなされた請求人と利害関係人との間の離婚無効確認、②平成〇年〇月〇日付〇〇市〇〇区長に対する届出によってなされた利害関係人と被告Dとの間の婚姻の取消し、③請求人の利害関係人に対する、利害関係人による偽造に係る離婚届提出という不法行為に基づく損害賠償金330万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める

訴え(以下「本件訴訟」という。)を提起した。

4 本件訴訟について、平成〇年〇月〇日の弁論準備手続期日において、請求人及びその訴訟代理人である弁護士並びに利害関係人、被告D及び両名の訴訟代理人である弁護士が出頭し、請求人と利害関係人及び被告Dとの間で、次の和解条項による訴訟上の和解(以下「本件和解」という。)が成立した。同家庭裁判所裁判所書記官は、「第〇回弁論準備手続調書(和解)」に上記和解を記載した(民事訴訟法第267条。以下、この調書を「本件和解調書」という。)

「和解条項

- 1 被告A(注：利害関係人を指す。以下「利害関係人」という。)は、原告(注：請求人を指す。以下「請求人」という。)に対し、平成〇年〇月〇日、請求人と利害関係人との間の離婚の届出を行う際、請求人の最終的な離婚意思の確認を怠ったことについて、遺憾の意を表明する。
- 2 請求人は、利害関係人に対し、前項の利害関係人による離婚の届出(平成〇年〇月〇日付け〇〇市長に対する離婚の届出)を追認する。
- 3 (子の親権者変更に関する条項であるが、記載を省略する。)
- 4 (子の養育費に関する条項であるが、記載を省略する。)
- 5 (子の養育費に関する協議条項であるが、記載を省略する。)
- 6 利害関係人は、請求人に対し、請求人と利害関係人との間の離婚に関する解決金として、金480万円の支払義務があることを認める。
- 7 (6の金銭給付の給付の時期及び方法に関する給付条項であるが、記載を省略する。)
- 8 請求人と利害関係人との間の別紙(注：日本年金機構理事長作成の平成〇年〇月〇日付「年金分割のための情報通知書(厚生年金保険制度)」であるが、掲記を省略する。)記載の情報

にかかる年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定める。

9 (注：婚姻費用分担審判申立事件の取下げに関する条項であるが、記載を省略する。)

10 請求人は、本件をいずれも取り下げ、利害関係人及び被告Dはこれに同意する。

11 請求人と被告ら(注：利害関係人及び被告Dを指す。)は、請求人と利害関係人との間及び請求人と被告Dとの間には、本件(請求人と利害関係人との間の離婚及び被告らの婚姻)に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

12 (注：訴訟費用の負担に関する条項であるが、記載を省略する。)

5 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、日本年金機構に対し、本件和解調書を添付した「標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)」を提出して、離婚をした場合の標準報酬改定を請求した(以下、「本年金分割請求」という。)

6 日本年金機構は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「標準報酬改定請求日が、離婚日の翌日から起算して2年を経過しているため。」との理由により、本件年金分割請求を却下する処分(以下「原処分」という。)をした。

7 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。請求人の主張は、末尾に添付した別紙記載のとおりである。

### 第3 当審査会の判断

1 平成19年4月1日以降に離婚した者については、婚姻期間中の厚生年金保険の被保険者期間につき、当事者間の合意により分割割合(請求すべき按分割合)を定めていわゆる離婚時年金分割(厚生年金保険法上は、婚姻期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求という方法によりなされる。)を請求した場合(以下、この請求を「離婚時年金

分割の請求」という。)は、標準報酬の改定又は決定が行われ、老齢厚生年金の受給権者につきこれが行われたときは、改定又は決定後の標準報酬を老齢厚生年金の額の計算の基礎として、当該標準報酬改定のあった月の翌月から、年金額が改定されることとされている(厚生年金保険法第78条の2から第78条の12まで、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第46条)。しかして、厚生年金保険法第78条の2第1項ただし書は、離婚をしたときから2年を経過したときは、離婚時年金分割の請求をすることができない旨を定めている。本件についてこれをみるに、本件記録によると、請求人が利害関係人との離婚の日(平成〇年〇月〇日)の翌日から起算して2年を経過する前である平成〇年〇月〇日に、請求人が利害関係人に対し、利害関係人による離婚の届出を追認すること、請求人と利害関係人との間の日本年金機構理事長作成の平成〇年〇月〇日付「年金分割のための情報通知書(厚生年金保険制度)」記載の情報にかかる年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定めること等と内容とする本件和解が成立したこと、及び請求人が平成〇年〇月〇日(受付)、本件年金分割請求をしたことが認められる。そうすると、本件年金分割請求は、離婚をした日(平成〇年〇月〇日)から2年を経過した後にされたものであるから、これを却下した原処分は、厚生年金保険法第78条の2第1項ただし書の規定に則ったものであり、もとより適法であり、かつ、妥当なものであるといえることができる。

2 請求人は、本件和解は、利害関係人が本件離婚が無効であることを認めたことから、請求人が本件離婚を追認したという和解であり、民法第119条は、無効行為を追認した場合には、追認の時に新たな行為を行ったものとして扱われ、追認の効果は遡及しないことを定めているところ、本件においては、本件和解によ

り無効な離婚を追認した平成〇年〇月〇日に離婚の効果が発生したのであり、請求人が平成〇年〇月〇日（受付）にした本件年金分割請求は、離婚が成立した日から2年を経過する前にされたものであるから、原処分は違法であると主張する。

しかしながら、本件和解条項2は、「請求人は、利害関係人に対し、前項の利害関係人による離婚の届出（平成〇年〇月〇日付け〇〇市長に対する離婚の届出）を追認する。」というものであって、戸籍に記載された現状をそのまま是認する趣旨であると解され、追認により本件離婚は〇〇市長に届け出られた当初から有効なものとする趣旨であることが明らかである。このことは、協議上の離婚は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を生ずる様式行為である（民法第739条第1項）が、本件和解において、新たに離婚届を作成すること、当該離婚届を提出することが合意されたわけではないこと、本件和解条項3は、本件離婚届の際に指定された子の親権者変更に関する条項であるが、これは、本件離婚届により離婚が有効に成立していることを当然の前提とするものであること、利害関係人は、本件離婚の届出をした際に請求人の最終的な離婚意思の確認を怠ったことについて、遺憾の意を表明したが、本件離婚が無効であることを認めたとはいえられないこと、利害関係人から請求人に対する金銭給付を定めた本件和解条項6は、金銭給付の目的が「偽造に係る離婚届提出という不法行為に基づく損害賠償金」ではなく「離婚に関する解決金」と合意されたこと、本件和解条項10及び11において、請求人は、本件訴訟を取り下げ、請求人と被告らは、請求人と利害関係人との間及び請求人と被告Dとの間には、請求人と利害関係人との間の離婚及び被告らの婚姻に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認していることから明らかである。請求人は、訴訟において離婚の無効を争って

いたから、本件和解成立までは、離婚時年金分割の請求をすることができない状態であり、この権利行使が可能となったのは平成〇年〇月〇日であるとも主張するが、厚生年金保険法第78条の2第1項ただし書及び厚生年金保険法施行規則第78条の3第1項第1号は、離婚時年金分割の請求をする権利の除斥期間を定めたものであり、消滅時効期間を定めたものではないから、この主張は前提を欠き、理由がない。

3 請求人は、本件年金分割請求が認められないことになれば、勝手に離婚届を提出した利害関係人が利益を得る反面、離婚無効を争ってきた請求人が不利益を被ることになり、法の目的に反すると主張する。しかしながら、本件協議上の離婚が無効であることの確認を求める本件訴訟において、終局判決を求めるか、訴訟上の和解を成立させるかは、訴訟当事者の自由な意思によって決せられるところ、請求人が本件和解を選択したものであるから、本件年金分割請求が、厚生年金保険法第78条の2第1項ただし書の定めるところによって取り扱われることは当然のことである。上記主張は、理由がない。

4 請求人は、原処分は、離婚無効の訴訟の経過を考慮せず、本件和解で離婚無効が認められ、無効な離婚を追認した事実をも考慮しない点で、重大な事実誤認があることから、必然的に違法となると主張する。しかしながら、本件訴訟が本件和解条項による訴訟上の和解により終了したことは上記認定のとおりであり、本件和解条項2が戸籍に記載された現状をそのまま是認する趣旨であると解され、追認により本件離婚は〇〇市長に届け出られた当初から有効なものとする趣旨であることが明らかであることは、上記説示のとおりである。上記主張は、理由がない。

5 請求人は、本件訴訟係属中は離婚時年金分割の請求をすること自体が不可能であったのであり、請求人に対して離婚成

立の日の翌日から2年以内に離婚時年金分割の請求をすることを求めるのは、不可能を強いるものであり、それは、そもそも、厚生年金保険法が離婚をした場合における離婚時年金分割の請求を離婚後にしかできないと定めているからであり、原処分は、信義則に反しているとも主張する。しかし、請求人が本件訴訟を提起したこと及び本件和解条項による和解が成立したことに、離婚時年金分割の請求をすることができる期間が平成〇年〇月〇日までであったことを併せ考慮すると、不可能を強いるものということはない。上記主張は、前提を欠き、理由がない。

- 6 請求人は、離婚無効が認められ、やっと離婚時年金分割請求をすることが可能となったところで、その請求が却下されており、請求人が原処分によって被る不利益は本件年金分割請求に至るまでの事情に比して甚大であるから、原処分は、比例原則に違反するとも主張する。しかしながら、本件訴訟の提起及び本件和解の成立並びに本件和解において本件離婚の無効が認められたものではなく、請求人が平成〇年〇月〇日付離婚の届出による離婚を追認したことはいずれも上記認定のとおりであるところ、これらはいずれも請求人の自由な意思に基づいて選択された結果であるから、本件年金分割請求がそのような経緯を経てなされたものであるとしても、原処分により請求人に不利益が生じることの故をもって、原処分が比例原則に違反するということはできない。請求人の上記主張は理由がない。
- 7 以上の認定及び判断の結果によると、原処分は適法かつ妥当であって、請求人の本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。